

令和6年1月26日

「令和の政治改革大綱」策定に向けて
～「正直で偏らない現実的な政治」を実現する～

国民民主党

自民党派閥の裏金問題を受け、再び、「政治と金」の問題に国民の厳しい目が向けられている。35年前のリクルート事件に端を発した大疑獄事件でも当事者であった自民党は、平成元年、自ら政治改革大綱をまとめ、政治と金の問題も含めた政治のあり方を包括的、抜本的に改革することを高らかに宣言した。しかし、35年経った今なお、大綱で指摘された論点が輝きを失っていないことを見るに、改革をほとんど実現できなかったとの国民の厳しい批判は免れ得ない。

もっとも、今回の問題は自民党の派閥に端を発したものであるが、それ以前から国民の政治に対する不信感は、「政治と金」の問題に限らず、また与野党の別なく、広がっているのではないかと。

そこで我々国民民主党は、今回の問題に止まらず、また批判や追及のみに明け暮れることなく、平成に行われた政治改革の検証を行い、それを踏まえた新たな「令和の政治改革大綱」を取りまとめ、その実現によって国民の政治に対する信頼を一日も早く取り戻すことをめざす。

については、まずは「政治と金」の問題に関する政治資金改革案の方向性を指し示した上で、それに続いて政党、選挙制度、国会の三つを大きな柱とする改革案を速やかに検討し、提示する。

これらの改革は相互に連関、密接不可分の関係にあり、どれ一つとしてそれだけで完結するものではない。そのことは「政治改革大綱」においては幅広い観点からの改革の実行が提案されていたにもかかわらず、いつの間にか「政治改革＝選挙制度改革」に矮小化され、結果として大綱で示された多くの改革が十分に進まなかったことから自明であろう。

私たち国民民主党は、こうした平成の政治改革の反省に立って、幅広い項目にわたって、相互の関連にも配慮しながら、一つずつ着実に進めていくことが重要であるとの認識に立って、「令和の政治改革大綱」を取りまとめていく。

I. 政治資金改革

1 政治資金の透明性強化及びDX化

政治資金収支報告書の提出を原則デジタル化（オンライン提出）とし、データベース化による検索性向上や寄附者・パーティー券購入者の名寄せ等により透明性を強化する。また、寄附やパーティー券の支払について、銀行振込やクレジットカード等の記録に残る形での決済を義務付ける。

2 政治資金パーティーの規制強化

寄附規制の抜け穴を防ぐという観点から、まずは政治資金パーティーについて主体や開示基準等について寄附と同等の規制を導入し、派閥による開催を禁止する。あわせて、政党交付金のあり方の見直しや企業団体献金の廃止に向けて、与野党合意の実現を目指す。

3 議員の厳罰化及び政党交付金の減額・停止

現行法では会計責任者のみとなっている収支報告書不記載の処罰対象について、議員本人（政治団体の代表者）にも拡大するとともに、政治資金規制法違反等で起訴された国会議員が違法行為時点で所属していた政党の政党交付金を減額または停止する。

4 旧文通費と政策活動費の透明性強化

調査研究広報滞在費（旧文書通信交通滞在費）について、使途公開と未使用分の国庫返納を義務付けるほか、いわゆる政策活動費についても使途公開の義務付けなど透明性を強化する。

5 第三者機関の創設

政治資金改革の議論におけるお手盛り防止、政治資金に対する監視の強化を図るため、調査権限や制度改正の提案権等を有する独立性、公平性が確保された第三者機関を創設する。

II. 政治改革

1. 政党改革

平成の政治改革は「政党による政党本位・政策本位の政治の実現」をめざし、そのために政党を財政面から支えるために政党交付金制度を導入しながら、派閥の存在をはじめとする政党のガバナンス機能については、なんらのルールも定められなかった。

そこで少なくとも政党交付金の交付を受ける「政党」に関しては、幹部や監査委員会など重要な党機関の設置や党員総会の開催、党首や候補者の選定方法の明文化など、そのガバナンスについて守るべきルールを定めた政党版の会社法である「政党法」を制定する。

2. 選挙制度改革

平成の政治改革の最大の焦点となったのが選挙制度改革である。現行制度の導入は、当時、金権政治や派閥政治を解消する切り札とされたが、今回の一件で選挙制度改革だけでは問題解決はしないことが明らかとなった。現行制度にはさまざまな問題が指摘されており、加えて当時の議論の際には想定されていなかった急激な人口減少と偏在問題が顕在化している。

そこで、衆議院では、民意をより正確に議席数に反映させる観点からの比例復活のあり方を含めた見直し、参議院では合区を解消するとともに、地方の声や長期的な国の課題に対処できるような見直しなどを行う。さらに、議員定数のあり方、ネット投票の導入、被選挙権年齢の引き下げ等についても検討するなど、憲法改正も視野に入れつつ、衆参の役割や選挙制度について一体的・抜本的に見直す。

3. 国会改革

平成の政治改革は、統治機構については行政権を中心に改革が行われ、三権分立の視点からは、本来、同等もしくはそれ以上に行われるべきであった立法府、すなわち国会の機能強化や活性化といった国会改革はきわめて不十分であった。

そこで、党首討論の定例化や予算委員会の基本的質疑における全大臣張り付きの見直し、オンライン国会の導入など、委員会審議や国会運営のあり方について、国会が名実ともに「国権の最高機関」として国民の信託に応えられるよう、総合的な検証と抜本的な見直しを行う。